

県内各医療機関 御中

茨城県保健医療部医療局医療政策課

施設整備促進支援事業に係る活用意向調査について

平素より、本県の医療行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度国補正予算案において、「医療・介護等支援パッケージ」として施設整備促進支援事業（以下、「本事業」という。）が盛り込まれているところです。

つきましては、県補正予算編成の参考とするため、本事業の活用を希望する場合には、下記のとおり意向調査への御回答をお願いいたします。

記

1 本事業の概要

整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金等を支給する。

2 回答対象者

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、別添1「R7(R6からの繰越分)国実施要綱」別表1～3に記載の国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結し、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修に着手している医療機関

3 回答方法

(1) 本事業の活用を希望する場合

別添3（回答様式）に記載の上、メールにて提出願います。

(2) 本事業の活用を希望しない場合

回答不要です。

※回答がない場合、本事業の活用を希望しないものとさせていただきます。

4 回答期限

令和7年12月23日（火）必着

5 回答先

茨城県保健医療部医療局医療政策課 医療整備グループ 担当：田仲

Mail：iry01@pref.ibaraki.lg.jp

6 留意事項等

- 回答に当たっては、別添1（実施要綱）及び別添2（交付要綱）を参照願います。なお、どちらも令和7年度（令和6年度からの繰越分）の要綱であり、内容は変更となる可能性がございますので、御了承ください。
- 本調査は、令和7年度補正予算案として令和8年第1回定例会への提出に向けて検討するために実施するものであり、**本事業の実施は県補正予算の成立が条件**となります。
- 国の予算の範囲内で国から都道府県に配分されることとなっているため、**支給額が減額となる可能性もございます**。
- 本調査は本事業に係るものであり、令和7年7月に実施した国庫補助事業の活用意向調査の追加調査ではございません。

【お問い合わせ・提出先】

茨城県保健医療部医療局医療政策課
医療整備グループ 担当：田仲
TEL：029-301-3186
FAX：029-301-3199
Mail：iry01@pref.ibaraki.lg.jp